

「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」に関する パブリックコメント及び当取引所の考え方について

本件につきまして、当取引所（TIFFE）は2002年12月17日から2003年1月9日の期間でパブリックコメントを募集致しました。その結果、1件（TIFFE 清算会員）のコメントが寄せられました。コメント要旨とそれに対するTIFFEの考え方は以下の通りです。

<コメント要旨>

TIFFEには、次期システム稼動後もバックアップ端末を継続して設置してもらいたい。

<TIFFEの考え方>

次期システムにおいては、以下の理由からバックアップ端末を設置致しません。

全会員共通の専用取引端末を利用する現行システムと異なり、次期システムは、各会員がISV等を利用し、独自に取引端末をカスタマイズすることを前提とした利用形態であること。

仮に何らかのソフトウェアを搭載したバックアップ端末の設置を想定した場合、システムのセキュリティ管理の観点から、そうした端末の設置には非常な困難が伴うこと。

ギブアップ制度により、取引端末の障害発生に対応することができること。

ギブアップ制度の利用により、障害が発生した会員（障害会員）にとっては、障害会員が執行するはずであった注文をギブアップ・テイクアップ契約の相手先会員（取引執行会員）に依頼することができ、その後、障害会員が取引執行会員に発生した取引をテイクアップ（取引執行会員が障害会員に取引をギブアップします）すれば、障害会員が注文を執行したことと同じ効果がもたらされます。相互にギブアップ・テイクアップ契約を締結すれば、両会員にとって、取引端末に係る障害時対応の強化が期待されます。

ちなみに、1999年10月のギブアップ制度導入以降*、現在に至るまで、バックアップ端末の利用実績はありません。

*TIFFEは、1999年10月に国内取引所では初めてギブアップ制度を導入致しました。

TIFFEでは、本件につきまして、原案通り理事会に付議することとします。

以上